

令和3年第3回

初山別村議会
定例会会議録

初山別村議会

令和3年第3回初山別村議会定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和3年 9月16日
招 集 場 所	初山別村議会議場
開 会	令和3年 9月16日 午前10時00分宣告
応 召 議 員	1番 高場志津子 2番 三谷 博子 3番 斉藤 勝博 4番 加藤 一裕 5番 山本 康男 6番 長谷川幸廣 7番 鎌田 健治 8番 木村 健一
不 応 召 議 員	なし
出 席 議 員	応召議員と同じ
欠 席 議 員	不応召議員と同じ
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職・氏名	村 長 宮本 憲幸 教 育 長 宇野 要 監 査 委 員 野村 英雄 農 業 委 員 会 長 立田 幸男
本会議に職務のため 出席した者の職・氏名	副 村 長 村田 繁光 企画振興室長 山崎 英樹 総 務 課 長 加藤 明彦 住 民 課 長 大水 秀之 経 済 課 長 向井 隆文 主 任 技 師 長谷川孝之 教育委員会 大西 孝幸 農 業 委 員 会 向井 隆文 教育次長 事 務 局 長 選挙管理委員会 加藤 明彦 事 務 局 長
村 長 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 員 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 事 日 程	議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した。
	1番 高場 志津子 2番 三谷 博子
会 議 の 書 記 氏 名	事務局長 寺崎 廣輝 書 記 岩井 陸
そ の 他	なし

村長議会招集挨拶

議長 木村健一 君

村長から議会召集の挨拶の申し入れがありますので、これを許します。村長。

村長 宮本憲幸 君

令和3年第3回初山別村議会定例会の開会に際しまして、議会召集の挨拶を申し上げます。

暑かった夏も終わり、秋の訪れが感じられる季節となりました。6月以降は、例年に比べ極めて降水量が少なかったことから、地域産業や暮らしへの影響が心配されましたが、各種産業はいよいよ繁忙期を迎えつつあります。

議員の皆様方には、何かとご多用のところ、定例議会を招集いたしました。議員各位のご出席のもとに、本日開催されますこと、厚くお礼申し上げます。

留萌地域においては、夏場降雨が極端に少ない状況が続き、基幹産業に様々な影響がもたらされましたが、一方、全国的には、8月にはなじみの少ない長雨となりました。九州から東日本にかけて広い範囲で大雨となり、各地で河川氾濫や土砂崩れが発生し、死傷者や行方不明者が相次ぎ、様々な要因による気候変動が都市化や開発で脆弱となった暮らしを直撃しました。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、一日も早い復旧を願うものであります。

新型コロナウイルス感染症の試練が続いておりますが、コロナ禍が人類に突きつけているのは、感染症との戦いに留まらず、人と自然の在り方や社会の仕組みを根本的に考え直すことを迫る地球からの警告とも言われております。地球規模の課題は、自国第一主義では太刀打ちできず、国連を始めとする国際機関を中心に、国際協調・各国が結束することが極めて重要です。集団免疫を獲得したり、治療薬が開発されるまで、コロナとの戦いは続きますので、今後においても、一人ひとりの感染拡大防止の基本的行動の粘り強い実践こそが確かな収束の道に繋がるものと考えます。

さて、第3回村議会定例会に提案いたしました案件は、補正予算を含め12件であります。

単行議案は5件で、「令和2年度北海道初山別村健全化判断比率等の報告」他、4件を上程しております。又、一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、事業費等の追加などの補正をお願い致しております。

なお又、令和2年度の各会計の決算認定をお願い致しておりますが、去る7月26日から8月2日のうち、5日間にわたりまして、野村・山本両監査委員により、各会計の決算監査が行われ、ご意見・ご指導を頂いた所であります。

内容につきましては、監査委員から審査意見書が提出されておりますが、各会計の決算審査の

際に詳細説明申し上げます。

それぞれ宜しくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、議会招集の挨拶と致します。

何分宜しくようお願い申し上げます。

開 会 ・ 開 議

議長 木村健一 君

只今の出席議員数は8名で定足数に達しておりますので、令和3年第3回初山別村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 木村健一 君

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長より指名します。

1番高場志津子君、2番三谷博子君兩名を指名します。

日程第2 会 期 の 決 定

議長 木村健一 君

日程第2 会期の決定を議題にします。

本定例会の会期については議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の発言を求めます。三谷委員長。

議会運営委員長 三谷博子 君

ただ今議長より指名がありましたので、報告いたします。

議長から今期定例会の会期等の諮問を受け、去る8月31日に議会運営委員会を招集し、議会運営について協議を行いました。

協議の結果、案件を勘案し、会期を本日から9月21日までの6日間とすることに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長 木村健一 君

お諮りします。本定例会の会期は、只今議会運営委員長の発言どおり本日から9月21日までの6日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月21日までの6日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長 木村健一 君

日程第3 諸般の報告を行います。

事務局長に朗読させます。寺崎事務局長。

事務局長 寺崎廣輝 君

第3回初山別村議会定例会諸般の報告

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

立田選挙管理委員会委員長から欠席の申し出がございました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

議長 木村健一 君

日程第4 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。村長。

村長 宮本憲幸 君

令和3年第3回初山別村議会定例会の行政報告につきましては、お手元にお配りしております資料の順に従いまして、報告申し上げます。

はじめに、1農作物生育状況及び漁業生産状況についてであります。 (1) 農作物の作況及び生産状況について申し上げます。

水稻につきましては、今年の村における「生産の目安」数量は、1,435.5トンで、前年と比較して、数量で66.67トン、率にして4.9%の増となっております。作付確定面積は、

すべて「もち米」で、主食用米263.34ヘクタールで、加工用米はありません。
作況につきましては、6月以降は、気温が高く日照時間が多かった一方、記録的な少雨による水不足の影響が心配されましたが、生産者の努力により、9月1日現在の生育は、稈長・穂長ともに平年よりやや長く、穂数は平年より多くなりました。冷害危険期も気温が高く推移したため、稔実歩合も平年並で、登熟は順調に進み、収穫作業は10日ほど早く始まっております。
小麦の作付面積は、351.3ヘクタールで、前年より8.5%増加し、出荷数量は、1,426トンで、17.5%の増加となっております。
なお、品質については、1等比率28.7%でありました。
このほか、大豆などの豆類も、生育は平年並に進んでおります。
これから、農作物の本格的な収穫期を迎えますが、農作業等の事故がなく、実りの秋となるよう願っているところであります。
(2)の漁業生産状況について申し上げます。
8月末現在の水揚高は、全体で、数量568.9トン、金額2億3,060万1千円で、前年と比較して、数量82.2%、金額110.1%であります。
主力魚種の「たこ」は、数量で前年を僅かに下回っておりますが、金額では、魚価の持ち直しにより、率にして6.3%の増となっております。
このほか、ほたて稚貝は、生育不良のため、数量・金額ともに大きく落ち込んでおります。
一方、ナマコについては、昨年、新型コロナの影響を受け、魚価が大きく下落いたしました。今年度は平年並に回復し、安心いたしましたところです。
今後とも、経営安定のため、魚種全体の水揚量並びに魚価の安定を切に願うものであります。
次に、2の岬センター等の利用状況についてであります。
①岬センターの利用者数は、研修室290人、入浴者1万5,277人、宿泊者3,242人、一般食堂5,498人、合計では2万4,307人で、前年から2,021人の増、比較で109.1%となっております。
②有料公園施設では、ゴーカート1,340人、パークゴルフ97人、バンガロー1,212人、合計で2,649人、比較で111.8%となっております。
③道の駅「ともしび」では、軽食喫茶5,690人、バーベキュー993人、展示売店2,828人、合計で9,511人、比較で157.1%となっております。
④農林水産物直売所「北極星」では、売店777人、レストラン2,137人、合計で2,914人、比較で89.5%となっております。

<p>⑤オートキャンプ場では、カーサイト1,095件、利用者数3,472人、フリーサイト1,266件、利用者数2,043人、合計で、利用件数2,361件、利用者数5,515人、比較でそれぞれ189.6%、179.7%となっております。</p>
<p>3の令和3年度建設工事等の発注状況について申し上げます。</p>
<p>(1)8月31日現在の土木・建築工事につきましては、土木工事が発注済5件で1億2,958万円、建築工事は、発注済4件で、2,879万8千円、発注率は、ともに100%であります。</p>
<p>土木・建築工事の計では、発注済9件で1億5,837万8千円であります。</p>
<p>委託業務は、発注済7件で2,490万4千円、発注率は24.9%であります。</p>
<p>(2)水道・農業集落排水工事につきましては、水道工事が、発注済1件で、217万8千円、農業集落排水工事は、発注済1件で、275万円、発注率は、ともに100%であります。</p>
<p>水道・農業集落排水工事の計では、発注済2件で492万8千円であります。</p>
<p>委託業務は、発注済2件で1,765万5千円、発注率は、100%であります。</p>
<p>以上で行政報告を終わります。</p>
<p>議長 木村健一君</p>
<p>これで、行政報告は終わりました。</p>
<p style="text-align: center;">日程第5 一般質問</p>
<p>議長 木村健一君</p>
<p>日程第5 一般質問を行います。</p>
<p>議長あて通告のあった一般質問は、お手元に配布しております一般質問通告一覧表のとおりであります。</p>
<p>発言時間について申し上げます。本日の一般質問についての各議員の発言は、会議規則第55条の規定により質問開始から60分以内とします。</p>
<p>順番に発言を許します。3番斉藤勝博君。</p>
<p>3番 斉藤勝博君</p>
<p>ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)ツールを利用した初山別村の魅力発信の必要性についてということで、質問いたします。</p>
<p>2010年以降、スマートフォンが普及し始めてからSNSサービスの開発が進み、それによって人々がSNSに費やす時間も多くなってきました。</p>

<p>SNSは、もはやプライベートのコミュニケーションツールに留まらず、今では確固たる地位を築き、ビジネスの場でも広く用いられております。</p>
<p>世代、性別を問わず発展しているSNSには、他の情報発信手段の追随を許さないだけの発信力や情報拡散力があります。</p>
<p>本村においては、このSNS分野への参画が遅れており、初山別村の魅力を存分にPR・発信する為には、SNSツールを利用し情報発信する事が今後不可欠と考えますので、村長の考えを伺います。</p>
<p>村長 宮本憲幸 君</p>
<p>議長。</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>村長。</p>
<p>村長 宮本憲幸 君</p>
<p>齊藤議員の「ソーシャル・ネットワーキング・サービスツールを利用した初山別村の魅力発信の必要性について」のご質問にお答えします。</p>
<p>SNSは、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスですが、友人同士や同じ趣味を持つ人同士が集まり、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしております。また、最近では個人以外の会社や組織の広報としての利用も増えてきているところです。多くのSNSでは、自分のホームページを持つことができ、そこに個人のプロフィールや写真を掲載し、仲間同士で情報を共有しながら楽しめる、とても身近で便利なコミュニケーション手段であると言えます。国内で多くの方に利用されておりますのが、LINE、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムなどになります。それぞれの特徴を申し上げますと、LINEは、スマートフォンで無料通話やメールのやり取りができる日本で一番利用者の多いコミュニケーションアプリになります。LINEは、携帯電話番号と紐付いているため、主に家族や友人など近しい人とのコミュニケーションに使われております。ツイッターは、流行の話題に利用者が自由に参加することで互いに共感を得られるSNSになります。フェイスブックは、実名での登録が必要なことから、普段の生活の延長として、交流を広げていきたい人向けのSNSになります。本村におきましては、現在、地域おこし協力隊が活動においてフェイスブックを活用し、情報発信を行っているところであります。インスタグラムは、流行語にもなりました「インスタ映え」とおり、写真を撮ったり見たりするのが好きな方向けの画像共有アプリです。最近では自治体が「公式」としてインスタグラムを開設し、施策や観光地の紹</p>

介などを配信しているところも増加傾向にあります。このようにSNSは、それぞれの特徴により差別化を図りながら利用者へサービス提供をしており、その中でも写真を用いて街を紹介できるインスタグラムは、初山別村の魅力発信に適したSNSであると思います。

SNSにより、「多くの人繋がること」、「簡単、即座にコミュニケーションができること」、「最新情報が入手できること」など、そのPR効果は、情報発信のツールとして大きな期待が持てる一方、「間違った情報の拡散」、「プライバシーの流出」、「セキュリティ問題」など、多くの課題も存在します。時代の潮流として、情報発信の重要性を担うSNSの役割を十分に認識しつつ、村公式のアカウント開設につきましては、総合的に勘案しながら、また、他町村の運用方法等も参考にし、今後あるべき方向性を検討をして参りたいと考えます。

3番 齊藤勝博 君

議長。

議長 木村健一 君

3番 齊藤勝博君。

3番 齊藤勝博 君

それでは再質問させていただきます。総務省のインターネット利用調査によりますと、個人でのインターネット利用率は、およそ90%、次に各年齢層別でのSNS利用率は、一番利用している20代で、およそ90%、年齢層が上がる毎にやはり徐々に利用率は下がっていきませんが、50代で、およそ70%、そして調べていて私も非常に驚いたんですが、70代でも80代でもSNSの利用率は、およそ40%でありました。それだけSNSは、世代・性別を問わず利用され、全国各地で様々な人達がSNSから最先端の情報を得ているということを記載しております。現在、全道・全国へ向けての情報発信は、初山別村のホームページによるものが殆どだと思いますが、ホームページの閲覧数は、どの程度でしょうか。また、閲覧数は、年々伸びているのでしょうか。もし分かれば、分かる範囲で構いませんので、閲覧数の推移を教えてくださいたいと思います。

議長 木村健一 君

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時36分 再開 午前10時37分)

議長 木村健一 君

再開します。

村長 宮本憲幸 君

議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
<p>村のホームページの実態ということになるかと思えますけども、直ぐ閲覧数が何件でその変化がどうであったかということは、今この場では答えることはできないこととあります。今村で基本的には、ホームページのスタートの時点から活用して全国の皆さんに色々な発信をしているところですけども、ホームページの内容自体も常に新鮮な話題、なるべく各課それぞれの情報発信として必要なものは載せておりますけども、必ずしも新鮮な話題をきちんと更新してるかといえ、まだそこは十分出来てはいないだろうと私自身はそう思います。ホームページ自体の扱いの問題もありますし、或いはSNS分野で拡散する広がるというスピード感の素晴らしさは、素晴らしいものであるだろうというふうに思いますので、その辺については、先ほども答弁で申し上げましたけども、状況を勘案しながら検討していきたいなというふうに考えております。</p>
3番 齊藤勝博 君
議長。
議長 木村健一 君
齊藤勝博君。
3番 齊藤勝博 君
<p>ホームページの効果がどれくらいあるのか計るには、閲覧数が一つのバロメーターになると思いますが、恐らく閲覧数もさほど多くなく、しかもあまり増えていないと私は思っておりますので、そういった現況では、初山別村の魅力や情報をしっかりと全道・全国に発信出来ていないというふうになるかと思えます。しかしながら、このコロナ禍の中でも、昨年・今年と初山別村のキャンプ場や金比羅神社には、多くの観光客がございました。情報発信がさほどされていないのに、何故観光客が訪れるのか、その大きな理由の一つにSNSツールの存在があると思われま。中でも、SNSツールが一つ、先ほど村長も仰いましたが、インスタグラムには、今年も多くの観光客が初山別村の魅力溢れる写真を撮り、貼り付け、また、初山別村に関連するハッシュタグを付けて投稿してくれております。このインスタグラムへの観光客の数多くの投稿が黙っていても全道・全国に勝手に拡散されていた、その結果が近年の一定の集客数に繋がっていると私は推察しております。この部分に例えば先ほど村長も仰いましたが、初山別村が公式のアカウントを持ち、観光客では詳しく分からないような正確な情報を発信しブレイクしていく、それをす</p>

ることによって、更に初山別村の魅力をPR発信できると思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

ただ今、みさき台公園うちの観光分野での話をいただきましたけども、私は携帯電話を通して利用者の皆さんの声がどうなのかということを一定の情報アプリから見たりすることがしばしばあります。その中で大変多くの方が本当に素晴らしいという声、或いは、街角の皆さんの対応が良かったですとか、食べたものが美味しかったですとか、或いは、夕日が綺麗だった、星が綺麗だったとか、本当に数多くの人達はその感想をSNSの中でやりとりしている。その事によってどんどんどんどん広がりを見せているという実態があるのかなということ強く感じてます。SNSの使い方として、特にインスタグラムを活用してこの村の素晴らしさを写真を撮って発信するという事は、私は大きな可能性といたしますか、そういうものもあると思いますので、その辺については、セキュリティの問題、或いは、正しい情報を常に入れ替えておくという、そういうことを含めて検討していきたいなという思いで、議員と同じ認識を持っています。

3番 齊藤勝博 君

議長。

議長 木村健一 君

齊藤勝博君。

3番 齊藤勝博 君

私も今回このような質問をしたのは、初山別村がこれから力を入れなければいけない部分をSNSツールを利用した情報発信によって強化できる可能性があると思ったからです。みさき台公園の周辺の集客を増やす、マイスターズシステムの登録者数を増やす、天文台なんかは今すぐに独自のアカウントを持って情報発信するべきだと思っておりますし、また、色々な情報が発信されたことが巡り巡って少しでもふるさと納税の方に繋がってくると、また、こういった仕組み作りも重要かと思えます。誰が発信するのか何処が発信するのかという課題もありますが、各種団体とも連携を取りながら初山別村にマッチした方法を考え、魅力ある初山別を全国に発信していただきたいとそういう思いでございますので、最後に今一度村長のお気持ちをお聞かせ下さい。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

日本の国は、人口減少時代に入って国全体がやはり元気にならなければならないという点で、それぞれの地方・地域、その情報を発信するということは、極めて重要なことであるというふう
に思います。そんな中で、過去においては、口コミですとか人伝えみたいな事がありましたけれども、今こういう情報発信の時代になってやはりSNSを活用してもっともっとスピード感を持って、それから新しい情報をどんどんどんどん出していくということによって、地域がそれぞれ
共感され認められそして地域が元気になっていくという視点は、本当に重要なことだというふう
に思ってます。そんな中で、SNSの活用の仕方のガイドライン等も考えなければならないわけ
ですけれども、そういったやらなければならないことをしっかりやりながら、こういった現代ツ
ールを効果的に活用して新たな村づくりの発展に繋げるということは極めて重要だというふう
に思ってます。今後ともしっかりやりようを調べながらそういった仕組み作りをしていきたいとい
うふうに思います。

3番 齊藤勝博 君

議長。

議長 木村健一 君

齊藤勝博君。

3番 齊藤勝博 君

終わります。

議長 木村健一 君

暫時休憩します。

(休憩 午前10時45分 再開 午前11時05分)

議長 木村健一 君

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に2番三谷博子君。

2番 三谷博子 君

スクールランチの導入について教育長にお伺いします。

本村では、これまで何度も「学校給食の在り方」について議論されてきましたが、実施には至りませんでした。大きな理由としては、①給食施設の建築費が高額であること、②施設に係る維持費が高額であること、③施設に係る人材確保が難しいこと、④児童・生徒数の減少が挙げられます。保護者に於きましては、半ば諦めの感もあり声にはなりません、潜在的には、学校給食の実施を願う保護者の数は多いと言えます。現在、道内では学校給食を行っていないのは、本村を含め6町村です。その中の一つ日高管内様似町が道内で初めて、給食自体を民間事業者が工場から直接、小・中学校へ届ける「スクールランチ」を導入し、今月13日から実施しています。学校給食センターの民間事業者に置き換えた形ですが、この方法は、村単独で学校給食を行う場合と比べ利点が多く、大幅にコスト削減できます。利点としては、①施設を建てる必要がない、②施設がないので維持費が掛からない、③施設に係る人材も要らない、④管理栄養士が献立をしているので、栄養的には安全・安心して使えます、⑤アレルギー対応もできる、⑥添加物については、国の基準より厳しい。教育委員会の教育行政執行方針の中に「学校給食については、引き続き様々な角度から検討を深めていく」とありますが、民間事業者と連携を取るこの方法は、契約期間は、継続等の選択の自由もありますので、一考の価値があるものと思われま。教育長の考えを伺います。

教育長 宇野要 君

議長。

議長 木村健一 君

教育長。

教育長 宇野要 君

三谷議員のスクールランチの導入についてのご質問にお答えします。

学校給食の在り方につきましては、これまでに幾度か議論されてきたところですが、近年では、平成26年第3回定例会での一般質問から平成30年2月の議会全員協議会における継続検討の回答までと、財政面を含め様々な角度から、検討してきたところであります。検討過程においては、いまだ、様々な問題や課題があり実施に至っていないのが現状であります。教育委員会といたしましては、施設建設計画を見送り、引き続き今後の実施に向けての可能性を探っているところではあります。本年7月下旬に報道されたこの度の様似町スタイルも一つの在り方として考えられるのではと聞いていたところであります。この取り組みは、学校給食法による給食ではありませんが、昼食の提供といった形では有効な手立ての一つでもあり、今後、コスト面等について調査検討し、保護者等へ情報提供し検討してまいりたいと考えております。今回の事例による自治

体においては、児童生徒数が230人、教職員が40数名おり、約280食を担うものと思えます。すでに、9月13日より実施されている「スクールランチ」の仕組みとしましては、あらかじめ1ヶ月の献立が示され、それに児童生徒が希望をする形で、保護者から民間事業者へ直接発注し、受注を受けた民間事業者が自治体からの委託業務である、栄養管理業務や配食業務により学校へ給食として配食するものであり、給食費の徴収も民間事業者で実施されるものと伺っております。試算ベースでは、1日あたりの輸送費・栄養管理費相当分、約25,000円と給食費の自治体補助の半額分を元に、本年度6ヶ月で、小学校が780万円、中学校が650万円、計1,430万円を計上されており、実施の実績により補正などによる対応をして運用する状況である旨を伺っております。自治体の負担は、1食あたり500円の半分、250円を負担することから、保護者の負担はミルク給食分45円程度を含めると、1食あたり300円から350円と試算されております。1ヶ月約20日といたしましても、1ヶ月あたり6,000円前後の負担が予定されてます。本村の児童生徒数は、現在57名で、教職員22名、計79名となっております。今後、年間の児童生徒の推移では、令和4年度58人、令和5年度54人、令和6年度57人、令和7年度54人、令和8年度57人、令和9年度57人と同規模の人数で推移していきますので、これらの情報を更に精査し、本村での可能性を再確認して、実施の可能性を深めてまいりたいと考えております。教育委員会といたしましては、今後、情報を更に整え、村とも再協議していく中、保護者へ条件等提示した上で、実施の可能性を示してまいりたいと考えていますので、ご理解願いたいと思います。

2番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

2番三谷博子君。

2番 三谷博子 君

確かに今新聞で報道されました学校では、食事が280食とって結構な数字になり、初山別村では、100人足りるか足りないかの状況になっていくとは思いますが、どうしても掛かる経費としましては、運搬配送費、配膳負担費として配送料、1日25,000円それが数が多くても少なくとも同じように1日25,000円掛かるものだと思いますので、1食分のコストとしては、初山別村では高いものになるかとは思いますが、児童数が少ないからサービスが受けられない、児童数が少ないからというのは、子ども達が可愛そうで一生懸命頑張っている子ども達に千人規模の村としてのサービスの在り方を考えると、この方法はとてもこの村にも合っているので

はないかと私は思っていますが、教育長はどうお考えになりますか。

教育長 宇野要 君

議長。

議長 木村健一 君

教育長。

教育長 宇野要 君

只今、三谷議員の方からこの方法は村にまさにマッチングしているんでないかというようなご意見かと思えます。ご質問のとおり今回このようなご質問いただいた中で、既に平成27年の年に学校給食の在り方ということで中間報告させていただいた中、色んな議論を重ねてきたところでもあります。その後、村の総合教育会議におきましても、村長が主催する中で開催されたわけですが、その中でも学校給食の在り方につきましては、引き続き出来る可能性をとということで、村長からの話も受けているところであります。そういった中で、今回このようなご質問の中、具体的にどの位予算が掛かるのだろうかということで、村の試算的なものを行っているところでもあります。村では学校開設日数の方で、年間約210日学校の開設日数が予定されております。そういった中で児童生徒数、小中学生で最大これからの推移をみますと、60人以内ではないかと考えているところでもあり、そういった中でもやはり、学校給食法に則る中でのミルク給食、これについては引き続き担っていくべきものと考えておりますので、そのような条件を網羅した中で試算致しますと、確かに輸送費25,000円、それに掛かる日数分と給食費1食あたり500円程度と今回の事例におきましても、仮算定していくところではあります。そういったものを網羅しまして、総額1千万、1千2~3百万の金額に年間なるかと思えますが、そういった中で、もし可能であれば本村にまさにマッチングしているものかなとは思っておりますので、それらを考慮した中で、今後も更にその可能性を協議した中で探っていきたいと考えております。

2番 三谷博子 君

議長。

議長 木村健一 君

2番三谷博子君。

2番 三谷博子 君

この取り組みは、小学校中学校だけでなく保育所、また、高齢者施設等におきましても、十分に活用できるものと思えますので、個数としてはもう少し多くなることもできるかと思えますので、前向きに検討していただきたいと思えます。初山別村は千人、千百弱の村で推移しており

ます。もうちょっと早くもっと人口が減少するのではないかという危惧をしておりましたが、ここでまた止まって、この推移が続いておりますので、大体千人の規模の住民サービスを考えていけばやっていけるのかなと、それを考えると、住民サービスの質を低下させない為に、大きな建物を建てるのはこれ以上は難しく、また、役場庁舎の建て替え等もこの後上がってくると思しますので、是非この方法を利用してみてはどうかと思います。これは要望として。これで終わります。

議長 木村健一 君

次に1番高場志津子君。

1番 高場志津子 君

防災・減災に特化した専任職員の必要性について村長にお伺いたします。

宮本村政も4期目に入り、防災体制の構築に向けて、初山別村地域防災計画の基、防災のしおり、防災地図、400名が避難できる屋上を備えた消防庁舎新築、防災備品の拡充等々により防災力の向上が図られてきたところであります。しかしながら、求められている町内会・自治会単位の自主防災組織の設置率は、未だ50%程度であります。また、全村的な避難訓練も平成26年以来行われていません。地域においても、「ささえ愛活動」は進んできてはおりますが、防災訓練を行う気運が生まれていません。今、高齢化している住民の多くは、全国で多発する自然災害を目のあたりにして、本村でも何らかの災害が起きた時には、どうすれば良いか大きな不安を抱いております。いくら机上の準備やシュミレーションが進んでも、「誰一人取り残さない防災」を標榜すれば、本村においては、課題が山積していると思われれます。住民の安全安心を支えるのは、防災上での安心に依るところも大であります。未設置の町内会に防災組織を立ち上げる支援をし、住民の自助・共助を具体化し、災害時には適切な避難行動と避難所運営がスムーズに行われるように指導と訓練をしていくには、3地域に分布している本村にとっては、息の長い取り組みになります。依って防災の観点から、常に住民に寄り添い、包括的に推進してくれる専任職員が必要と思われれますが、いかがでしょうか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

高場議員の「防災・減災に特化した専任職員の必要性について」のご質問にお答えします。

初めに自主防災組織につきましては、昨年12月のふじみ町内会の設立に続きまして、今年7月に北斗町内会が組織を設立され、現在までに8つの自治会が組織化されており、世帯カバー率につきましては、60.3%と6割を超える状況となりました。住民による「自助」「共助」を具体化するには、自主防災組織の推進は極めて有効であり、災害を「他人事」ではなく、「自分事」として捉え、住民一人ひとりが減災意識を高め、具体的な行動を起こすことが重要であります。「自助・公助」による防災の取り組みを行う際には、行政との連携として、住民が自ら情報を入手できる体制づくりが重要であり、「共助」につきましても、年代によって得られる情報源に違いがあることから、これまで以上に理解を深めていただき、身近なお隣さん同士において、声を掛け合いながら情報の共有を図るなど、各地域における自発的な防災活動の普及に努めてまいります。また、避難訓練を含めた防災訓練につきましては、平成25年12月に村内全域を対象に実施した以降、避難訓練については実施しておりませんが、防災訓練については、平成25年度以降も継続的に行っており、平成26年9月及び平成27年9月には、土砂災害警戒区域対象者への防災訓練、平成28年3月には、土砂災害通信伝達訓練、平成30年11月には、村内全域を対象とした減災講習会、平成31年2月には、老人クラブを対象としました減災研修会、令和元年7月には、初山別小学校において1日防災学校、令和2年7月には、小中学校合同による防災学校を実施しております。今年度につきましては、7月に職員全員による防災訓練として、防災資機材の操作についての訓練を実施しております。これは、災害発生時に職員が各避難所に出勤した際、配置しております資機材について、迅速かつ適切に取り扱えるよう備えたもので、コロナ禍により住民との接触が難しいことから、避難所の運営がスムーズに行えるよう職員に対して行ったものです。内容としましては、3種類ある発電機を実際に稼働させる訓練、除菌作業等のために使用する噴霧器の使い方、着替えをするための簡易テントと簡易ベッドの組み立てなどについての訓練を行ったところです。また、村内全域を対象とした避難訓練の実施については、現在のところ予定しておりませんが、自主防災組織であります共和町内会からの要請を受け、コロナが落ち着いたタイミングで防災訓練を実施する旨の打ち合わせを今年4月に改めて行っております。

議員のご質問によります防災・減災に特化した専任職員につきましては、防災士などの資格を持った方の採用が想定されるようですが、採用にあたりましては、元消防士や元自衛官などの経験を有する方が望まれることから、人的確保や通年に渡っての業務に関する事務量などを考慮いたしますと、職員の採用については難しいと考えております。今後におきましても、住民の皆さんが避難の在り方、家族との連絡方法など、日頃から防災意識を高める取り組みを一層促進す

るとともに、災害対応に熟練した職員の育成、横の連携を更に強化し、防災力の向上を図り、行政・住民がそれぞれ最善を尽くす中で、安全・安心な村づくりに努めて参りたいと考えますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

1番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1番高場志津子君。

1番 高場志津子 君

村長は、今年度の執行方針において、地域防災力の強化について引き続き自主防災組織の設立に支援し、更に災害時の共助体制の取り組みについて支援を進めてまいると並々ならぬご意欲を示されました。敬意を表するところであります。さて、3年前になりますが、胆振東部大地震により、今までは誰もがあり得ないと思っていた全道のブラックアウトを経験した後の12月定例会において、防災思想の高揚と緊急時に備えた体制づくりと題して一般質問させていただきました。その中の項目の一つに防災・減災に特化した人材の必要性についてということで、今後施策をスピーディーに推進するには、専任の担当を配置し、住民とともに事に当たれる体制づくりが必要と思うかと訴えさせていただきました。村長さんは、専門的な人材が居れば良いという思いはあるが、少ない人口、職員数の中でどの様な形を取ればいいのか色んな角度から考えたいと答えていただきました。現在の役場体制については、理解をしておりますが、所管する3人での企画振興室は、コロナ禍にあって優先する課題が大きすぎると思ひます。また、昨年策定されました初山別村強靱化計画も推進していかなければならないと思ひます。その辺り村長さんどう思われますか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

村の防災対策、本当にこういう時代において重要な施策であると思ひます。特に近年においては、次から次へと大規模な自然災害が発生し、今までのフェーズとは違う新たな災害の時代といひますか、そういう中に入ってきているのかなと強く思うところであります。特に全国的に地震学的には、非常に活動期に入ってきている。この2~30年の間は、非常に地震の発生する確率

が高まっているという現状が一つありますし、或いはまた、気象学的に地球温暖化による影響が非常に顕著になってきているという。こんな中であって、私たちが今までと同じような考え方でいいのかという、それは私もひしひしと感じているところであります。そんな中であって、村の防災力も強化しなければならないと思うんですけども、本来は、出来れば専門の対策する人材を置くということは、確かに望ましいし、どんどん前に進めていけるという可能性はあるのかなという思いもあるのも事実であります。しかしながら、小さな自治体の中でその必要な分野に特化した職員を置くということは、中々出来ない状況にあるわけですけども、そんな中であって、今議員が仰いました災害対応の柱となる現企画振興室のスタッフだけで本当に乗り切っていけるのかと、そういう社会の背景の中で住民の命や暮らしを守っていけるのかと、そういう面も確かにあるとそういうふうに思います。しかしながら、必ずしも専任を置かなくても私はまだやれる手はあるのではないかという思いも持ってます。それから防災に対する意識を職員がもっともっと意識を高めるといことと、もっと連携、或いは、複数の熟練した防災に対する意識の高い職員をどんどん研修等に出して、幅広い分野の中で育てていくということも一つの方法としてはあるのではないかというふうに思ってます。そんな中で、今日本の中で防災力を高い低いが国民の皆さんの命を或いは、財産を守れるかどうかという中で、そこだけに一つの自治体だけに頼っているのかという考え方も今国の方で出てきてまして、どんな自治体であっても一定程度の防災力に対応する専門的な職員のような形で、自治体の防災体制はこうあるべきだという方法を考えなければならぬという時代にもなっているというふうに言われています。そんな中で、日本の国の中で色々可能性のある災害対応として、そんなことも期待しつつ或いは、村としては、少ない人材の中でもっともっと連携する。日常からその意識を高め、そして災害時に対応できるというようなことを行政として、いわゆる公助として整えなければなりませんし、その一方では、共助・自助として、やはり自主防災組織を核として、そして共助のところを高めていく。どちらかがということではなくて、自助も共助も公助もそれぞれレベルアップしていくことによって、小さな自治体の中でも防災力を少しでも高めていく、こういうことが必要なのではないかなと常々考えているところでございます。

1 番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1 番高場志津子君。

1 番 高場志津子 君

4年前に介護保険制度の改正がありまして、地域で支え合い活動をしてほしいと村からの強い働きかけがありました。地域の有志の方々は、ささえ愛サポーターとして生活支援コーディネーターとともに頑張ってくれていますが、未だ手の届かない部分は、災害時の支え合いであり、特に要支援者の方達をどう支えさせていただくかであります。本村では、一人で暮らせなくなれば施設を求めて出て行かざるを得ない傾向がありますので、避難行動要支援者の名簿に登載されている方は少ないかもしれません。しかし、独居の方、老々介護状態の方が数多くいらっしゃる現状です。今後、改正された災害対策基本法では、個別避難計画作成も努力義務とされました。防災の専任職員がいれば遠慮無く相談し、福祉関係機関とも連携・調整をしてもらい具体的な準備もできますが、村長はいかがと思われますか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

今高場議員からいただきましたお話も、本当に私も重要な村として解決していかなければならない課題だというふうに思います。特に災害時の要避難者の扱いにつきましては、村としてこういった方々が要避難者という方がいますというような押さえをしておりますけども、具体的にそれぞれの人をどう助けて、どう避難していくのかいうところの決めがまだ出来ていない実態にあります。それが現実的に命と暮らしを守るということで、現実的な対応をしていかなければならないわけですけども、村自体の人口が少ないゆえにきめ細かな対応、仕組みを事前に作つとくことによって、それが可能になると思うんです。確かに専門員がいればそこに集中してその問題についても解決の道が出来ると思うんですけども、そうでないにしても実際置かないにしてもその災害時の要避難者の事を具体的にどうやって一人ひとりきちんと安心をキープしていくのかと、それを詰めてその仕組みを事前に作っておくことによって、そしてその訓練をすることによって、一人も被害に遭わない、そういう仕組みが出来るという、そういう体制作りに努力していかなければならないなというふうに思ってます。

1番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1番高場志津子君。

1番 高場志津子 君

今年度より専任の保健師1名を配置して、子育て支援生活センターを設置してくれました。子育て世代の安心が図られるものと期待しております。住民の支え合いの基本は、町内会・自治会であります。求められている自主防災組織の設置が遅れているのは、それなりに地域の事情があります。設置した町内会は、自助・共助を確かなものにするために次のステップに努力してもらわなければなりません。しかしながら、村内どこの地域に住んでいても一定の安心のレベルを確保しなければならないと思います。地域防災力を高めることを通して地域コミュニティの向上も図られると思います。そういうことを勘案して防災総括支援センター的な専任のスキルを持った防災士とかではなくてもいいと思う。住民がお願いしやすい、声をかけやすい、相談に乗ってもらえやすいそういう防災に特化した係がいればという思いで今回は質問をさせていただきました。包めて村長のお考えをお伺いします。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

自主防災組織につきましては、今最初の答弁でもお話ししましたが、世帯率のカバーで6割出来ました。そして後、大きな世帯の数の多い地区が出来れば、特に北側の地区で出来ていないんですけども、その自治会によって色んな課題といいいますか、乗り越えなければならないこともきっとあるんだろうと思うんです。その大きな自治会が出来れば、8割、9割にカバー率になるということになります。そういう意味で、是非立ち上げていただきたいということも思ってますし、そこを乗り越えるために行政として何か支援が必要だと、説明が必要だとか含めて、行政としてしっかり対応していきたいという中で、是非、自主防災組織が少しでも出来上がってけばなというふうに思います。そして、自主防災組織そのものは、出来上がったことでゴールということではなくて、その後が大事だと思うんです。出来た暁には、議員が仰ったように例えば、地区の方で防災に非常に強い思想がある人が是非リーダーになってもらって、こういう時はこうあるべきでないか、ここはこうやって助け合おうやというような形で、行政も一緒になってその自主防災組織の力を高めていくということが必要なのかなというふうに思ってます。そんな中で、個人の防災の意識をもっと高める、でも高齢化社会にあって中々そういう思いには変わっていけないという方もいると思いますので、そういう人達を地域や近所の人でもっともお話した

り、必要な事を理解していただいて深めていくと、そして行政は全体的に大きなことが起こった時にそれがどうあるべきか、或いは予測しながら起きた時にはこうしようということも更に強化していかなければならないというふうに思います。その中で、全体として数少ない人口ですけども、全体をもっと防災力を高めるということが必要だと思えますし、確かに専門的と言いますか、その分野にもうちょっと力点を置けるというような組織作りができれば、なお進めやすいと思えますので、あらゆる方法、あらゆるそういった人材を確保について、今後とも検討していきたいというふうに思います。

1 番 高場志津子 君

議長。

議長 木村健一 君

1 番高場志津子君。

1 番 高場志津子 君

終わります。

議長 木村健一 君

暫時休憩します。

(休憩 午前 11 時 48 分 再開 午後 1 時 05 分)

議長 木村健一 君

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6 報 告 第 4 号

議長 木村健一 君

日程第 6 報告第 4 号 令和 2 年度北海道初山別村健全化判断比率等の報告等の報告についてを議題とします。

説明を求めます。加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

報告第 4 号 令和 2 年度北海道初山別村健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年度北海道初山別村健全化判断比率等を、別紙のとおり監査意見を付けて報告する。

記

1 健全化判断比率

実質赤字比率	なし
連結実質赤字比率	なし
実質公債費比率	6.6%
将来負担比率	なし
2 資金不足比率	
簡易水道事業特別会計	資金不足比率 なし
農業集落排水事業特別会計	資金不足比率 なし
令和3年9月16日報告	
初山別村長 宮本 憲幸	
<p>実質公債費比率につきましては、ご承知のとおり算式の分母となる標準財政規模のうち普通交付税額の増減に大きく左右されるものですが、交付税配分の原因である国税5税やコロナウイルス感染症の影響により後年度減少することも想定され、公債費の抑制、平準化を図っても比率の上昇という状況が懸念されますので、真に必要な事業の選択、なお一層の財政の健全化に努めてまいりたいと存じます。以上で説明を終わります。</p>	
議長 木村健一 君	
説明が終わりましたので、次に健全化判断比率等審査意見について説明をお願いします。	
監査委員野村英雄君。	
監査委員 野村英雄 君	
「健全化判断比率等審査意見」を求められましたので、数値を省略して、概要の説明を申し上げます。	
議員各位のお手元に、村長あて報告した審査意見の写しが配付されておりますが、この審査では、算定の基礎事項の記載が、適正かどうかを主眼として実施しております。	
その結果、算出に係わる根拠数値に誤りがなく、いずれも適正に作成されているものと、認めるところであります。	
以上、概要説明といたします。	
議長 木村健一 君	
説明が終わりました。	
本件は報告事項であります。特に質疑があればこれを許します。	
(質疑なし)	
議長 木村健一 君	

<p>質疑がないようですので、報告第4号 令和2年度北海道初山別村健全化判断比率等の報告については以上で報告済とします。</p>
<p style="text-align: center;">日程第7 報 告 第 5 号</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>日程第7 報告第5号 株式会社しょさんべつ振興公社の経営状況についてを議題とします。</p>
<p>説明を求めます。向井経済課長。</p>
<p>経済課長 向井隆文 君</p>
<p>報告第5号 株式会社しょさんべつ振興公社の経営状況について</p>
<p>地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社しょさんべつ振興公社の令和3年度の事業計画、収支予算及び令和2年度の事業報告、収支決算等について、別紙のとおり報告する。</p>
<p style="text-align: right;">令和3年9月16日報告</p>
<p style="text-align: right;">初山別村長 宮 本 憲 幸</p>
<p>別紙について朗読説明あり記載省略</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>説明が終わりました。</p>
<p>本件は報告事項ではありますが、特に質疑があればこれを許します。</p>
<p>1番 高場志津子 君</p>
<p>議長。</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>1番高場志津子君。</p>
<p>1番 高場志津子 君</p>
<p>今年度の予算額ですけれども、消耗品を32.5%大幅に減らしました。ほかの方は増えているんですけども、減らしまして2年度で消耗品を大幅に増やして購入しているということで、その点について説明を願います。</p>
<p>経済課長 向井隆文 君</p>
<p>議長。</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>向井経済課長。</p>
<p>経済課長 向井隆文 君</p>

消耗品でございますけれども、まずこの表の対比ですけれども、令和2年度については決算額、令和3年度については予算額ということで、記載をしております。昨年の決算額と対比になっておりますけれども、新型コロナに係る感染対策の経費、これが昨年例年に比べて多かったのが主な内容であるというふうに聞いております。それから今年の予算については、平年並に見ているということで、対比としましては、このような差になっております。

議長 木村健一 君

外に質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですので、報告第5号 株式会社しょさんべつ振興公社の経営状況については以上で報告済みとします。

日程第8 議案第25号

議長 木村健一 君

日程第8 議案第25号 初山別村過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。山崎企画振興室長。

企画振興室長 山崎英樹 君

議案第25号 初山別村過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

初山別村過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年度～令和7年度）を別冊のとおり策定するものとする。

令和3年9月16日提出

初山別村長 宮本 憲 幸

提案理由 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により、本計画を策定しようとするものである。

別冊について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第25号 初山別村過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第26号

議長 木村健一 君

日程第9 議案第26号 フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

議案第26号 フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。

令和3年9月16日提出

初山別村長 宮本 憲幸

提案理由 北海道最低賃金の改定に伴い、所要の改正をしようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第26号 フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第10 承認第7号
議長 木村健一 君
日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて〔令和3年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算(第2号)〕を議題とします。
説明を求めます。大水住民課長。
住民課長 大水秀之 君
承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
令和3年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算(第2号)について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。
令和3年9月16日提出
初山別村長 宮本 憲幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は歳入・歳出一括質疑とします。
質疑のある議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお専決処分でもありますので討論を省略し

採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについては、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定しました。

暫時休憩します。

(休憩 午後 1時40分 再開 午後 2時00分)

議長 木村健一 君

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第27号

議長 木村健一 君

日程第11 議案第27号 令和3年度北海道初山別村一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

議案第27号 令和3年度北海道初山別村一般会計補正予算(第2号)

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、質疑の方法についてお諮りします。

本案についての質疑は、歳出を先にし歳出の質疑終了の後、歳入に移ってご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、本案に対する質疑は歳出を先にし歳出の質疑終了の後、歳入に移ることにします。

質問される議員はページ数・目・節を申し述べてください。
これより歳出の質疑を行います。12ページからです。
2番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
2番三谷博子君。
2番 三谷博子 君
12ページ 13目 地域おこし協力隊事業費 12節 委託料
200万円計上されておりますけれども、この協力隊の募集のことに関しましては、どのような方法で募集されているのか、以前の様に何でもいいという募集ではなくて、この分野を担当する人が欲しいとかっていうそういう募集の仕方に変えたらいいんじゃないかという前に長谷川議員からも提案があったんですが、その辺の募集の仕方、それから目的等それはどの様に示されていたのでしょうか。また、募集を行って村で不足する人材の確保を協力隊で補ってもらったらいいいんじゃないかというふうに考えていましたが、その辺はどの様になっているのでしょうか。
企画振興室長 山崎英樹 君
議長。
議長 木村健一 君
山崎企画振興室長。
企画振興室長 山崎英樹 君
ご質問にお答えいたします。
地域おこし協力隊の新規募集について説明をさせていただきます。本村につきましては、平成26年に5名の隊員の受入を行ってまいりまして、現在までに16名の隊員にさせていただいているところであります。令和4年3月をもちまして3名の隊員が任期満了となり、その他1名の隊員が新規就農を今まで要請していることから総務課長の方でも説明ありました、最大5名の方の募集を新たに行うとするものでございます。現在総務省より2024年度に現在5,300名から5,400名活動されているこの隊員につきまして、8,000人まで大幅増員される方針が示されたところでありまして、今後は、隊員を配置していない市町村におきましても、都道府県庁を通じて、やっていない自治体に対しまして受け入れるよう国から求められることと想定されることから、今後は、政令指定都市以外の殆どの市町村で、この事業を実施されると思われております。また、北海道内の状況といたしましては、本村が開始いたしました平成26年から昨

年度、令和2年までの間に本制度を活用している市町村の数は、私たちが行いました26年度、75市町村だったものが153市町村、2.04倍まで増えております。また、隊員数につきましても我々も8年行いました225名から現在道内686名で3.0倍になるんですが、大幅に増加しており、分析等で企画振興室として気にしておるところといたしましては、北海道35の市がございます。旭川市を初めとする28の市が既に協力隊員を受け入れている状況であることから、利便性、生活に本当に便利な環境そういった有利に立つ市に対しまして、それ以外の町村の募集につきましては、非常に厳しい状況になっていくと思っております。こういったことを踏まえまして、今年度の協力隊員の募集につきましては、移住交流推進機構JOINというポータルサイトがございまして、協力隊員を募集するほぼ全てそこで募集をかけるんですが、そこへの掲載はもちろんのことなんですが、市町村との差別化を図るよう従来本村が行っております電車の中吊りや、新たにSNSを活用した募集広告を行いたく予算計上をいたしましたところであります。予算計上しました200万円につきましては、総務省による財政支援として隊員募集等に要する経費、1団体当たり200万円上限とされておりますので、特別交付税措置になっておりますが、この金額の上限200万円を計上させていただいたところであります。募集方法なんですが、この200万円を活用しまして、今相場といいますか、うちは募集の度に電車の中吊りを活用させていただいておりますが、今現在の相場だったりとかいうそこも調べております。

議長 木村健一 君

答弁中ですが、説明が長いです。質問の趣旨はそういうことではないです。

続けて下さい。

企画振興室長 山崎英樹 君

募集に当たりましては、従来型である自由度の高い活動を行う職員の他、特定の業務に特化した職員の受け入れについて検討を行っております。これから各課長に意見等をもらいながら、細かいどういったことをしていただきたいかということ、細かく集めていかせていただきまして、そのところで判断をして、募集広告等検討を行っていきます。

2番 三谷博子君

議長。

議長 木村健一 君

2番三谷博子君。

2番 三谷博子 君

その募集は、いつまでに募集をするなどありますか。まだこれからということですか。

企画振興室長 山崎英樹 君
議長。
議長 木村健一 君
山崎企画振興室長。
企画振興室長 山崎英樹 君
予定といたしましては、11月中旬から下旬にかけて募集を行えたらと考えております。
1番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
1番高場志津子君。
1番 高場志津子 君
12ページ 13目 地域おこし協力隊事業費 12節 委託料
17ページ 1目 保健衛生総務費 18節 負担金補助及び交付金
19ページ 8目 健康増進費 12節 委託料
32ページ 1目 社会教育総務費 14節 工事請負費
今の地域おこし協力隊の募集の件なのですが、今回の募集に当たって特定分野に特化した募集にするのか、基本的な考えをお伺いしたいことと、次に地域猫活動補助金、これが補正予算により大幅増となりましたけど、実際に捕獲して去勢手術をしましたけれど、実際に捕獲してみて、本村では野良猫が多かったのか、今後の見通し等についてお伺いしたいと思います。
3つ目は健康管理システム改修業務、これを説明をしていただきましたけど、国のデジタル化に備え、個人が一元的に管理できるようなお話でしたけれども、その辺りをもっと具体的に。現在は、がん検診とかをするその項目によって、毎年毎年同じ事を何年に検診を受けたとか、身内にがんの患者が居るかとか、そういうことを毎年毎年今書きます。それがだんだん高齢化になると非常に負担なので、デジタル化により個人のそういう情報を一元的に管理していただければ、検診前にそれによってその年のがん検診を受けられるようになるのかなと思いますので、その辺の検討はなされているのかということをお伺いしたいと思います。
それからもう一つコミュニティスポット整備工事請負事業費ですけども、いつ頃から工事に入るのか、出来上がって使用開始がいつ頃になるのかということをお伺いしたいと思います。
企画振興室長 山崎英樹 君
議長。

議長 木村健一 君

山崎企画振興室長。

企画振興室長 山崎英樹 君

ご質問ありました特定の分野に特化した隊員の受け入れについて、今私たちがやっている検討の内容について少し触れさせていただきたいと思います。農業等に特化した職員の受け入れにつきましては、3月に新規就農フェアを経済課の方で行かれておりまして、そこに農林畜産係長にも意見を聞きながら、その課題点だとかという調査を行っております。その中で元々そういう方が農の雇用事業という事業の中で、色んな研修を既に受けられております。こういった方に関しては住所要件が都市部ではないということから対象にはなりません、こういった課題点があるといった部分では、十分参考になるということで、打ち合わせをさせていただいております。その中で1番なのが、前提に農の雇用事業によって農業研修をされている方なんです、機械導入に当たり購入が実際には難しいだとか、土地についても賃貸を希望されているということから、資本となる資金繰り等がなかなか難しいといった問題がございます。これは協力隊を希望されている方と同じであると考えております。また、土地の方で、来ていただいても貸す側からしたら、実際土地を持っている農家さんや地主さんが気軽にいきなり来た人に土地を貸していただくということは、なかなか難しいというような話し合いをしております。そんな中で、協力隊におきましても、新規就農としては●●さんですとか、漁業の就業として●●さんの2名が定住をいただいたということで、彼らも村の一次産業に従事することってというのは考えていなかったわけで、様々な自由にのびのびとした活動をしながら、深く住民の方と触れ合っていく中で、住民の方に応援や力添えを受けたからこそ、定住を決意されたと思いますので、こういった従来形においても農業の他、漁業に従事される方が今後増えていく可能性もございますので、もちろん特化した募集広報ということももちろん重ねて検討はして行きますが、実際今のやり方でも一次産業に従事をしていただくという道筋がございますので、そういったことも含めて検討してまいりたいと考えております。以上です。

住民課長 大水秀之 君

議長。

議長 木村健一 君

大水住民課長。

住民課長 大水秀之 君

ご質問があった2点について私の方から回答させていただきます。まず1つ目の猫の関係で

ございますけれども、地域猫活動については、1回目のTNR活動は、手術した猫については62匹で、保護した子猫、手術出来ない小さい猫ですけれども、これについては27匹。この子猫については、協力していただいた札幌のボランティア団体が札幌に連れて帰って、そちらで譲渡会等に出しているといったような流れになっております。ご質問の、野良猫が多かったのかという主旨だったと思いますけれども、協力いただいたボランティア団体に聞くと、全道的に一斉の捕獲で60数匹を捕獲したというのは、非常に多いケースだというふうに仰っておりました。当初この地域猫活動を行うに当たりまして、初山別市街地にどの程度居るのかということをござっくりではございますけれども、把握した数については50匹以上居るだろうと思って活動を行ったわけですけれども、見込みからやや多い数字だったかなというふうに考えております。今後の見通しですけれども、秋にもう一度やろうと思っております。この秋については、現在1匹ずつ正確に把握できてるわけではございませんけれども、10匹を超える猫が手術出来ないで居るだろうというふうに思っております。それから1回目の活動の中で、姿を見ることが出来なかった子猫、隠れていた子猫も数匹は居るだろうというふうに思っております。20匹近くの猫が居るだろうという想定のもと、秋の活動を行う予定をしております。更に来年度以降の見通しについては、この秋の活動の成果次第で考えようと思っております。前回は説明したところではございますけれども、全体の75%以上に避妊去勢手術が出来れば、全体数が減ってくだらうという専門家の統計の数字がありますけれども、現段階75%程度はいつているだろうとは思っております。ただこれが100に近づけば近づくほど効果は確かなものになりますので、秋に捕獲し、TNR活動がどの程度できたか、何匹程度残ったかというものを見極めながら、来年度の事業を計画していこうというふうに思っております。

2つ目のご質問の健康管理システムの改修内容でございます。総務課長からもご説明させていただきましてけれども、今回の改修については、主に国の指導によるものでございます。国としては、各市町村で行っている管理システムについて標準的な仕様で管理してほしいということになっております。全国各地で同一の内容でやりとりができるような改修をして欲しいという内容になっております。今回については、今まで村の中では、スタンドアローン、村単独で行っていた様式だったんですけれども、これを全国共通の様式に変えるというのがまず一つ目です。もう一つの内容としては、それを国が管理する中間サーバー的なところにアップをする。全国どこでもアクセスできるような形にしていく、そういったことが出来るようにする為の改修を今回行おうとするものです。ご要望のあった、今まで毎年同じようなことを書かされる問診票といいますが、調査票について楽になるかというご質問ですけれども、これについては今回の改修の中には

具体的には入っておりませんので、基本的には従来と同じような形になるとは思ってはおります。

ただ、そういった負担感があるということを今回お聞きしましたので、もし改善できることがあれば今後検討していきたいというふうに思っております。

教育次長 大西孝幸 君

議長。

議長 木村健一 君

大西教育次長。

教育次長 大西孝幸 君

教育委員会からは、コミュニティスポット整備工事に関するご質問について回答させていただきます。補正予算成立後、正式に入札等のスケジュールが決まるかと思えますけれども、事務レベルの部分での予定ということで回答させていただきますが、工期につきましては概ね4ヶ月程度を予定しているところであります。もう本年9月ですので、この予算成立後10月以降すぐに工期を組みたいなと考えているところで、予定としましては10月から2月ぐらいまで、5ヶ月と少し余裕を持ちまして、その期間で工事をしてまいりたいと考えております。また供用開始の部分についてのご質問もあったかと思えますけれども、供用開始の部分につきましては、工事終了後、色々な部分の確認を済ませて新年度4月以降の供用開始を予定しているところでありますので、今現在ご利用いただいている団体の方々のご協力も得ながら、整備工事を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

7番 鎌田健治 君

議長。

議長 木村健一 君

7番鎌田健治君。

7番 鎌田健治 君

28ページ 1目 住宅管理費 16節 公有財産購入費

村営住宅の給湯器のことなのですが、今は全住宅に給湯器が付いているのかと、当初は大体10台から9台くらいの予算を見てたんでないかと思えます。今回は、金額的に1台かなという予測がつくんですが、個人のお宅によって使用によって消耗が激しかったり、また、使い方によっては10年も持ったり20年も持ったり、また、その機械によっては、機械ですので2・3年で壊れるというようなことがあります。そんな関係でどの様に管理をしているのか、その辺をお伺いしたいと思います。まず全公営住宅に給湯器が付いているのかその辺からお願いします。

経済課長 向井隆文 君

議長。

議長 木村健一 君

向井経済課長。

経済課長 向井隆文 君

村営住宅の給湯器の関係でございます。現在給湯器の更新につきましては、毎年8台程度予算を措置しまして、付いてない住宅に順次整備をしているところです。今回補正で上げさせていただきましたのは、1台分ということで、これは故障によりまして取り替えが必要ということで、今回追加をさせていただいております。管理ということになりますけれども、当然使用する方の管理ということで、注意を行って使用していただくわけですが、この度については水漏れということで、かなり劣化もあるということで村の方で更新をいたしております。本村の村営住宅につきましては、当初給湯器は設置しておりませんでしたので、今計画的に年間8台程度計画的に順次整備することで進めているところです。以上です。

7番 鎌田健治 君

議長。

議長 木村健一 君

7番鎌田健治君。

7番 鎌田健治 君

今説明が行われましたけれども、給湯器については、今は10年ぐらい経つと法的にも整備が必要だと、また、10年経てば部品も無いというようなことなんです。基本的には裏を探ればあるような感じもしますけれども、そういうことで、やはり住民の方にも使い方とかきちんと説明する必要があるのではないかというような気がします。機械ですので5年で終わる物も、うちなんかは10年以上使ってて、壊れたら部品も無いと思うんですけども、使い方によっては、10年も20年も使える物があるので、そういうことも1年に1回くらい住宅を回って、そういう管理も必要ではないかというふうに思いましたので、その辺も含めて管理の方よろしく頼みます。

3番 齊藤勝博 君

議長。

議長 木村健一 君

3番齊藤勝博君。

3番 齊藤勝博 君

部活動外部講師報償金でございます。これは学校教育規則で制度化されている部活動指導員の報償金なのでしょうか。もしそうであれば、この部活動指導員、ここには外部講師と書いておりますが、どれくらいの頻度でお願いをしているのか、その辺についてお伺いします。

教育次長 大西孝幸 君

議長。

議長 木村健一 君

大西教育次長。

教育次長 大西孝幸 君

部活動外部講師報償金の件についてご説明させていただきます。本件の外部講師の内容ですが、現在、全国で学校の働き方改革等が推し進められております。部活動の外部指導化という部分の取り組みの一環だと考えていただければよろしいのですが、本村、中学校におきましても、今年度令和3年4月から北海道の指定を受けて、働き方改革推進校の指定を受けて、取り組んでいるところであります。その一環として、学校で取り組むべきもの、学校以外のコミュニティでも取り組むことが可能なもの、最後に学校以外で取り組むべきものというふうに区分されております。この外部講師の件につきましては、最終的には、日本の中学校、高校の部活動の部分で、学校以外のコミュニティでも実施可能なものに区分されていくものと考えておきまして、部活動の活動のサポート役、若しくは、今までだったら我々の時代であれば、教員の方々が部活動の顧問を担当されていたかと思えますけれども、その顧問の担当されていた業務の一端を担う役割を予定しているところであります。活動の頻度の部分では、いきなりは外部講師に全て先生からバトンタッチというふうにはならないかと思うので、徐々に徐々に外部講師に傾けていく、そういった役割を補っていただくという部分での取り組みの一環でありますので、年度途中、今年度で言いますと10月以降の半年ですけれども、部活動全体の取り組み、例えば体力づくりですとか、そういった部分の取り組みについてご担当いただいて、教職員の負担軽減、若しくは、部活動の有効的な発展を目指して取り組むことができればと考えた部分の講師であります。詳細につきましては、中学校と折衝しながら決めていきたいと考えてはおりますけれども、基本的に部活動、現在、日曜日と平日1日は必ず休部日というのを設けておりますので、それ以外の活動日で活動していただこうかなという予定でおるところであります。以上です。

議長 木村健一 君

他に質疑ございませんか。

(質疑なし)
議長 木村健一 君
歳出の質疑がないようですので、歳入の質疑に移ります。3ページからです。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
歳入の質疑がないようですので、歳入歳出全般について質疑ありませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案27号 令和3年度北海道初山別村一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。
(休憩 午後 2時55分 再開 午後 3時15分)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第12 議案第28号
議長 木村健一 君
日程第12 議案第28号 令和3年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大水住民課長。
住民課長 大水秀之 君
議案第28号 令和3年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案 28号 令和3年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第13 議案第29号
議長 木村健一 君
日程第13 議案第29号 令和3年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大水住民課長。
住民課長 大水秀之 君
議案第29号 令和3年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算(第3号)
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べてください。

(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第29号 令和3年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第14 議案第30号
議長 木村健一 君
日程第14 議案第30号 令和3年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大水住民課長。
住民課長 大水秀之 君
議案第30号 令和3年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案30号 令和3年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)は、
原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第15 議案第31号
議長 木村健一 君
日程第15 議案第31号 令和3年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2
号)を議題とします。
説明を求めます。向井経済課長。
経済課長 向井隆文 君
議案第31号 令和3年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありません
か。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案31号 令和3年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案の
とおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第32号

議長 木村健一 君

日程第16 議案第32号 令和3年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。向井経済課長。

経済課長 向井隆文 君

議案第32号 令和3年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。

質問される議員はページ数・目・節を申し述べてください。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案32号 令和3年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 認定第1号

議長 木村健一 君

<p>日程第17 認定第1号 令和2年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを</p>
<p>議題とします。</p>
<p>お諮りします。本件については議長・監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別</p>
<p>委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いをします。</p>
<p>なお説明は本会議を省略し、決算審査特別委員会において求めることにします。</p>
<p>ご異議ありませんか。</p>
<p>(異議なしの声多数あり)</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>異議なしと認めます。</p>
<p>よって、本件は議長・監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会に付託す</p>
<p>ることにし、なお説明は決算審査特別委員会において求めることに決定しました。</p>
<p>お諮りします。審査過程において必要が生じることも考えられますので、地方自治法第98条</p>
<p>第1項の規定による権限を同委員会に委任したいと思いをします。これにご異議ありませんか。</p>
<p>(異議なしの声多数あり)</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>異議なしと認めます。よって地方自治法第98条第1項の規定による権限を決算審査特別委員</p>
<p>会に委任することに決定しました。</p>
<p>お諮りします。会議運営上、決算審査特別委員会における付託案件の会期内終了を待つて本会</p>
<p>議を再開し、この間休会にしたいと思いをします。ご異議ありませんか。</p>
<p>(異議なしの声多数あり)</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会における付託案件の会期内終了を待つて本</p>
<p>会議を再開し、この間休会とすることに決定しました。</p>
<p>なお決算審査特別委員会は、本日、本会議場で午後3時50分から開会します。</p>
<p>以上で、本日の日程は全部終了しました。</p>
<p>本日はこれで散会します。</p>
<p>(令和3年9月16日 午後 3時50分 散会)</p>

令和3年第3回初山別村議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和3年 9月16日
招 集 場 所	初山別村議会議場
開 会	令和2年 9月17日 午後 2時50分宣告
応 召 議 員	1番 高場志津子 2番 三谷 博子 3番 齊藤 勝博 4番 加藤 一裕 5番 山本 康男 6番 長谷川幸廣 7番 鎌田 健治 8番 木村 健一
不 応 召 議 員	な し
出 席 議 員	応召議員と同じ
欠 席 議 員	不応召議員と同じ
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職・氏名	村 長 宮本 憲幸 教 育 長 宇野 要 監 査 委 員 野村 英雄 農 業 委 員 会 長 立田 幸男
本会議に職務のため 出席した者の職・氏名	副 村 長 村田 繁光 企画振興室長 山崎 英樹 総 務 課 長 加藤 明彦 住 民 課 長 大水 秀之 経 済 課 長 向井 隆文 主 任 技 師 長谷川孝之 教育委員会 大西 孝幸 農 業 委 員 会 向井 隆文 教 育 次 長 事 務 局 長 選挙管理委員会 加藤 明彦 事 務 局 長
村長提出議案名	別添議事日程表のとおり
議員提出議案名	別添議事日程表のとおり
議 事 日 程	議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した。
	1番 高場 志津子 2番 三谷 博子
会議の書記氏名	事務局長 寺崎 廣輝 書 記 岩井 陸
そ の 他	な し

開 会 ・ 開 議

議長 木村健一 君

ただ今の出席議員数は8名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布しております議事日程表第2号のとおりであります。

立田選挙管理委員会委員長から欠席の申し出がございました。

日程第1 認 定 第 1 号

議長 木村健一 君

日程第1 認定第1号 令和2年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを議題とします。

本件について、決算審査特別委員会の審査結果について委員長から報告を求めます。

長谷川幸廣委員長。

決算審査特別委員長 長谷川幸廣 君

決算審査特別委員会の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、9月16日議長・監査委員を除く議員全員をもって構成され、令和2年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを付託されたものです。

本委員会は9月17日、慎重に審査を行い採決の結果、少数意見を留保する委員もなく全員の起立をもって認定することに決定いたしました。

以上、会議規則第40条第1項の規定により報告いたします。

議長 木村健一 君

お諮りします。

本件については議長・監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会で審議をしておりますので、質疑・討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、質疑・討論を省略することに決定しました。

これより令和2年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものですが、委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)
議長 木村健一 君
起立全員であります。よって、認定第1号 令和2年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定については認定することに決定しました。
お諮りします。
議事運営上9月21日に審議を予定されております7件の案件につきましては、本日の日程に追加し議題としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって7件の案件を追加し議題とすることに決定しました。
追加日程表配布のため暫時休憩します。
(休憩 午後 2時54分 再開 午後 2時55分)
議長 木村健一 君
再開します。
追加日程第1 意見書案第1号
議長 木村健一 君
追加日程第1 意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。
提出議員であります5番山本康男君から説明を求めます。
5番 山本康男 君
意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
このことについて、別紙の意見書を関係機関に提出するものとする。
令和3年 9月16日提出
提出者 初山別村議会議員 山本 康 男
賛成者 初山別村議会議員 長谷川 幸 廣
賛成者 初山別村議会議員 鎌 田 健 治
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
提出議員は自席に着席願います。
これより採決します。
意見書案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
追加日程第2 意見書案第2号
議長 木村健一 君
追加日程第2 意見書案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。
提出議員であります1番高場志津子君から説明を求めます。
1番 高場志津子 君
意見書案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書このことについて、別紙の意見書を関係機関に提出するものとする。
令和3年 9月16日提出
提出者 初山別村議会議員 高 場 志津子
賛成者 初山別村議会議員 三 谷 博 子
賛成者 初山別村議会議員 鎌 田 健 治
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
提出議員は自席に着席願います。
これより採決します。
意見書案第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
追加日程第3 意見書案第3号
議長 木村健一 君
追加日程第3 意見書案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題とします。
提出議員であります2番三谷博子君から説明を求めます。
2番 三谷博子 君
意見書案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
このことについて、別紙の意見書を関係機関に提出するものとする。
令和3年 9月16日提出
提出者 初山別村議会議員 三谷 博子
賛成者 初山別村議会議員 高場 志津子
賛成者 初山別村議会議員 鎌田 健治
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
提出議員は自席に着席願います。
これより採決します。
意見書案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
追加日程第4 報 告 第 1 号
議長 木村健一 君
追加日程第4 報告第1号 令和3年度定期監査の結果報告についてを議題とします。
お諮りします。本件につきましては、すでに各議員に対しこの写しを送付済みでありますので、朗読を省略してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、朗読を省略します。
なお報告事項であります、特に質疑があればこれを許します。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですので、報告第1号 令和3年度定期監査の結果報告については報告済みとします。
追加日程第5 発 議 第 4 号

議長 木村健一 君
追加日程第5 発議第4号 議員の派遣についてを議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思いま
す。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、発議第4号 議員の派遣についてはお手元に配布のとおり派遣
することに決定しました。
追加日程第6
議長 木村健一 君
追加日程第6 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。
議会運営委員長及び、総務経済常任委員長から委員会において調査中の事件について会議規則
第74条の規定によって、お手元に配布しております申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出
があります。
お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありま
せんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定し
ました。
追加日程第7
議長 木村健一 君
追加日程第7 組合議会会議の報告についてを議題とします。
本日の定例会までに組合議会の会議に出席された議員に対し、会議規則等運用例160の規定
によって会議の経過並びに結果について報告を求めます。3番齊藤勝博君。
3番 齊藤勝博 君
去る7月1日に招集された羽幌町外2町村衛生施設組合議会第2回臨時会について報告あり記
載省略

議長 木村健一 君

以上で組合議会の会議に出席された議員の報告が終わりましたので、これで報告済みとします。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第3回初山別村議会定例会を閉会します。

(令和3年9月17日 午後 3時20分)